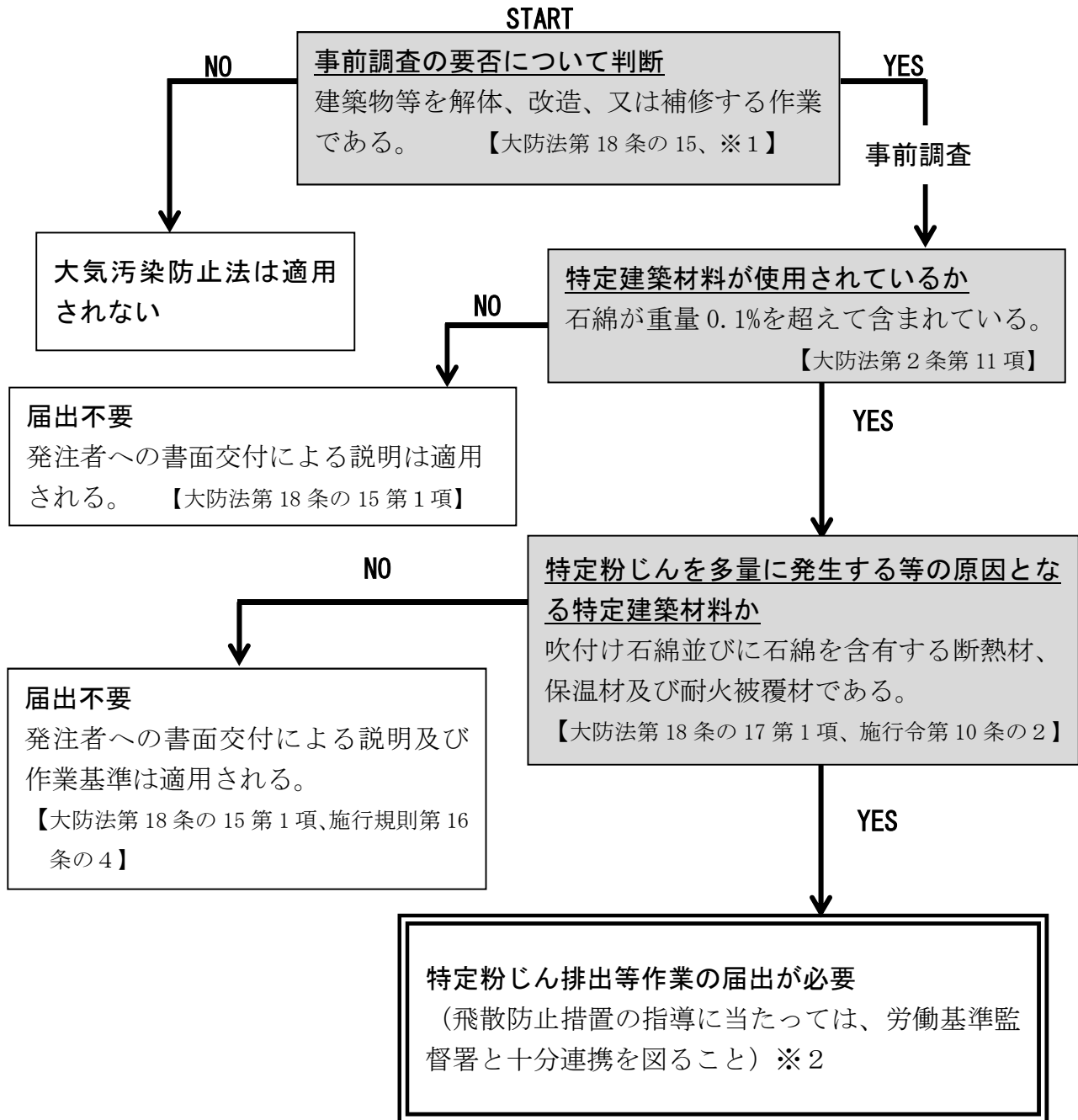


特定粉じん排出等作業実施届出判断フロー



※1 環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」（令和2年11月30日、環水大大発第2011301号）p4～5に、建築物等の解体等工事に該当しない例が示されている。

なお、電動工具等を用いたエアコン設置のためのコア抜きは、建築物等を解体、改造、又は補修する作業に該当する。

※2 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）p18に、特定粉じん排出等作業に該当しない例が示されている。